

# あきた

秋田市山王一丁目 1 番 1 号  
発行所 秋田市総務部文書法制課  
電話 018-888-5427

秋田市旭北錦町 3 番50号  
印刷所 株式会社 三戸印刷所  
電話 018-823-5351

## 目 次

### 規 則

○秋田市文化会館条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則（第49号）…………… 2

### 教 委 規 則

○秋田市立高等学校職員の勤務成績の評価に関する規則の一部を改正する規則について（第 8 号）…………… 2

### 告 示

○指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者および指定介護予防サービス事業者の廃止について（第153号）…………… 2

○指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者および指定介護予防サービス事業者の指定について（第154号）…………… 2

○自転車等放置禁止区域内および自転車等放置規制区域内に放置されていた自転車等の撤去および保管について（第155号）…………… 2

○医療扶助および医療支援給付のための医療を担当させる機関の指定および廃止について（第156号）…………… 3

○医療扶助および医療支援給付のための施術を担当させる施術者の指定および廃止について（第157号）…………… 3

○認可地縁団体の告示事項の変更について（第158号）…………… 3

○認可地縁団体の告示事項の変更について（第159号）…………… 4

○認可地縁団体の告示事項の変更について（第160号）…………… 4

○認可地縁団体の告示事項の変更について（第161号）…………… 4

○災害対策基本法による指定緊急避難場所の指定について（第162号）…………… 4

○災害対策基本法による指定避難所の指定について（第163号）…………… 9

○平成28年度固定資産税納税通知書の公示送達について（第164号）…………… 9

○平成23年度、平成24年度、平成25年度、平成26年度および平成27年度国民健康保険税納税通知書の公示送達について（第165号）…………… 9

○指定居宅サービス事業者および指定介護予防サービス事業者の廃止について（第166号）…………… 9

○平成28年の特定計量器定期検査の実施について（第167号）…………… 9

○粗大ごみ用証紙売りさばき人の指定について（第168号）…………… 10

○国民健康保険税督促状の公示送達について（第169号）…………… 10

○担保権設定等財産に係る差押調書の公示送達について（第170号）…………… 10

○認可地縁団体の告示事項の変更について（第171号）…………… 10

○介護扶助および介護支援給付のための介護を担当させる機関の指定、休止および廃止について（第172号）…………… 10

○平成27年度分市税督促状の公示送達について（第173号）…………… 11

### 教 委 告 示

○教育委員会定例会の招集について（第 8 号）…………… 11

### 選 管 告 示

○投票区の変更について（第 7 号）…………… 11

○平成28年 6 月16日執行の新城川土地改良区総代の総選挙における選挙長および選挙長職務代理者ならびに選挙立会人の選任について（第 8 号）…………… 11

○平成28年 6 月 1 日現在で選挙人名簿に登録した者の氏名、住所および生年月日を記載した書面ならびに在外選挙人名簿に登録した者の氏名、登録申請を經由した領事官の名称、最終住所および生年月日を記載した書面の縦覧について（第 9 号）…………… 12

### 新 選 挙 長 告 示

○平成28年 6 月16日執行の新城川土地改良区総代の総選挙における立候補の受付事務を行う場所および日時について（第 1 号）…………… 12

### 農 委 告 示

○農業委員会の招集について（第 5 号）…………… 12

### 監 査 委 告 示

○包括外部監査人の監査の事務を補助する者の氏名および住所ならびに該当監査の事務を補助する者が包括外部監査人の監査の事務を補助できる期間について（第 1 号）…………… 12

### 上 下 水 道 局 告 示

○公共下水道の供用および下水の処理の開始について（第22号）…………… 13

○指定給水装置工事事業者の指定について（第23号）…………… 13

○指定排水設備工事事業者の指定について（第24号）…………… 13

### 消 防 本 部 告 示

○指定催しの指定について（第 1 号）…………… 13

○指定催しの指定について（第 2 号）…………… 13

○指定催しの指定について（第 3 号）…………… 13

### 公 告

○都市計画事業の事業計画の変更図書の写しの縦覧について…………… 13

○都市計画事業の事業計画の変更図書の写しの縦覧について…………… 14

○大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更に関する届

- 出について……………14
- 都市計画事業の事業計画の変更図書の写しの縦覧について…14
- 秋田農業振興地域整備計画の全体見直しに伴う農用地区域からの除外等に関する申出受付の一時休止について……………14
- 予防接種法による定期予防接種について……………14
- 差押財産の公売について……………15
- 農用地利用集積計画の策定について……………15
- 秋田農業振興地域整備計画の変更について……………16
- 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更に関する届出について……………16

**選 管 公 告**

- 平成27年度における秋田市選挙人名簿抄本の閲覧状況について……………16

**土地開発公社公告**

- 秋田市土地開発公社理事会の招集について……………17

**規 則**

秋田市文化会館条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成28年 5月12日

秋田市長 穂 積 志

**秋田市規則第49号**

秋田市文化会館条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

秋田市文化会館条例の一部を改正する条例（平成28年秋田市条例第31号）の施行期日は、平成28年 6月 1日とする。

**教 委 規 則**

秋田市立高等学校職員の勤務成績の評価に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年 5月27日

秋田市教育委員会  
委員長 野 口 か お り

**秋田市教委規則第 8 号**

秋田市立高等学校職員の勤務成績の評価に関する規則の一部を改正する規則

秋田市立高等学校職員の勤務成績の評価に関する規則（昭和33年秋田市教委規則第 8号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

秋田市立高等学校職員の人事評価に関する規則

第 1 条中「地方公務員法」を「この規則は、地方公務員法」に、「第40条」を「第23条の 2 第 2 項」に、「勤務成績の評価は、この規則の定めるところによる」を「人事評価の基準および方法に関する事項その他人事評価に関し必要な事項を定めるものとする」に改める。

第 2 条中「勤務成績の評価は」を「人事評価の基準および方法に関する事項その他人事評価に関し必要な事項については」に、「勤務成績の評価に」を「人事評価に」に、「により実施するものとする」を「による」に改める。

附 則  
この規則は、公布の日から施行する。

**告 示**

**秋田市告示第153号**

介護保険法（平成 9 年法律第123号）第75条第 2 項、第82条第 2 項および第115条の 5 第 2 項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者および指定介護予防サービス事業者を次のとおり廃止したので、同法第78条、第85条および第115条の10の規定により告示する。

平成28年 5月 2日

秋田市長 穂 積 志

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	廃止の年月日	サービスの種類
株式会社 ヴァーナ	居宅介護 アン・サン・ブル	秋田市土崎 港西三丁目 8 番16号	平成28年 4月29日	居宅介護支援
株式会社 レヴァレンス	ケアセンターみさご	秋田市飯島 美砂町 5 番 71号	平成28年 4月30日	居宅介護支援
株式会社 レヴァンレス	ショートステイみさご	秋田市飯島 美砂町 5 番 71号	平成28年 4月30日	短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護

**秋田市告示第154号**

介護保険法（平成 9 年法律第123号）第70条第 1 項、第79条第 1 項および第115条の 2 第 1 項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者および指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条、第85条および第115条の10の規定により告示する。

平成28年 5月 2日

秋田市長 穂 積 志

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定の年月日	サービスの種類
社会福祉法人翼友会	ケアセンターみさご	秋田市飯島美砂町 5 番71号	平成28年 5月 1日	居宅介護支援
社会福祉法人翼友会	ショートステイみさご	秋田市飯島美砂町 5 番71号	平成28年 5月 1日	短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護

**秋田市告示第155号**

秋田市自転車等の放置防止に関する条例（平成元年秋田市条例第28号）第10条第 1 項および第 3 項の規定に基づき、自転車等放置禁止区域内および自転車等放置規制区域内に放置されていた自転車等を次のとおり撤去し、保管したので、同条例第11条第 1 項の規定により告示する。

平成28年 5月11日

秋田市長 穂 積 志

- 1 撤去し、保管した自転車等

- (1) 放置されていた場所および台数
    - ア 秋田駅西地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 9台
    - イ 秋田駅東地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 8台
    - ウ 秋田駅南地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 1台
  - (2) 撤去し、保管した年月日  
平成28年4月1日から同月29日まで
  - (3) 返還を行う時間および場所
    - ア 時間 午前10時から午後7時まで
    - イ 場所 秋田市東通仲町4番3号(秋田駅東自転車等駐車場内) 秋田市自転車等保管所
  - (4) 返還を開始する年月日および返還を行う期間  
平成28年5月25日から同年11月25日まで
- 2 返還を受けるために必要な事項  
自転車等の返還を受けようとするときは、放置自転車等返還申請書を提出するとともに、自転車等の鍵等、当該自転車等の利用者又は所有者であることを証明するものを提示すること。
- 3 所有権の帰属  
この告示に係る自転車等で、告示後6か月を経過しても利用者等の引取りがないものについての所有権は、自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律(昭和55年法律第87号)第6条第4項の規定に基づき本市に帰属する。
- 4 問合せ先  
秋田市山王一丁目1番1号  
秋田市都市整備部交通政策課 電話 888-5766  
秋田市東通仲町4番3号  
秋田市自転車等保管所 電話 834-6497

秋田市告示第156号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条および第50条の2(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例による場合を含む。)の規定に基づき、医療扶助および医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定および廃止したので、同法第55条の3の規定により告示する。

平成28年5月11日

秋田市長 穂 積 志

1 指定

名 称	所 在 地	指 定 年月日
曾根歯科医院	秋田市下浜羽川字下山48番地125	平成28年5月1日

2 廃止

名 称	所 在 地	廃 止 年月日
医療法人成徳会 健生クリニック	秋田市土崎港中央一丁目21番36号	平成28年3月31日
阿部内科医院	秋田市將軍野東一丁目7番26号	平成28年4月1日

秋田市告示第157号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例による場合を含む。)の規定に基づき、医療扶助および医療支援給付のための施術を担当させる施術者を次のとおり指定および廃止したので、同法第55条の3の規定により告示する。

平成28年5月11日

秋田市長 穂 積 志

1 指定

氏名	施術所の名称	施術所の所在地	指 定 年月日
黒田 朋巳	株式会社フレアス	秋田市広面字土手下45番地1 2F	平成28年5月1日
田口 大	株式会社フレアス	秋田市広面字土手下45番地1 2F	平成28年5月1日
畠山 大吾	株式会社フレアス	秋田市広面字土手下45番地1 2F	平成28年5月1日
太田 萌唯	株式会社フレアス	秋田市広面字土手下45番地1 2F	平成28年5月1日
佐藤 英朗	株式会社フレアス	秋田市広面字土手下45番地1 2F	平成28年5月1日
加藤 元	株式会社フレアス	秋田市広面字土手下45番地1 2F	平成28年5月1日
伊東 正喜	株式会社フレアス	秋田市広面字土手下45番地1 2F	平成28年5月1日
今野 晴美	株式会社フレアス	秋田市広面字土手下45番地1 2F	平成28年5月1日
大竹 歩	株式会社フレアス	秋田市広面字土手下45番地1 2F	平成28年5月1日
大森 利則	株式会社フレアス	秋田市広面字土手下45番地1 2F	平成28年5月1日
舟木 歩	スッキリ本舗 はり・きゅう 秋田中央整骨院	秋田市広面字小沼古川端441番地	平成28年5月1日

秋田市告示第158号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第10項の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。

平成28年5月11日

秋田市長 穂 積 志

- 1 変更があった認可地縁団体の名称  
瑞穂町内会
- 2 認可年月日

- 平成 8年10月18日
- 3 変更があった事項およびその内容  
代表者の氏名及び住所  
変更前 伊 藤 満 男  
秋田市仁井田栄町13番 6 号  
変更後 京 野 郁 朗  
秋田市仁井田栄町15番 3 号
- 4 変更年月日  
平成28年 4月17日
- 5 変更の理由  
役員改選による。

秋田市告示第159号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。

平成28年 5月11日

秋田市長 穂 積 志

- 1 変更があった認可地縁団体の名称  
千秋の丘松崎団地町内会
- 2 認可年月日  
平成13年12月11日
- 3 変更があった事項およびその内容  
代表者の氏名及び住所

変更年月日	変更後	変更前
平成26年 4月20日	畠 山 勇 秋田市下北手松崎 字大巻26番地59	鎌 田 正 樹 秋田市下北手松崎 字大巻26番地154
平成27年 4月18日	藤 田 忠 雄 秋田市下北手松崎 字大巻26番地125	畠 山 勇 秋田市下北手松崎 字大巻26番地59
平成28年 4月17日	阿 部 秀 昭 秋田市下北手松崎 字大巻26番地184	藤 田 忠 雄 秋田市下北手松崎 字大巻26番地125

- 4 変更の理由  
役員改選による。

秋田市告示第160号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。

平成28年 5月11日

秋田市長 穂 積 志

- 1 変更があった認可地縁団体の名称  
八柳新町町内会
- 2 認可年月日

- 平成11年 4月 1日
- 3 変更があった事項およびその内容  
代表者の氏名及び住所

変更年月日	変更後	変更前
平成26年 4月20日	赤 塚 郁 男 秋田市外旭川八柳 一丁目13番 9 号	佐 藤 哲 郎 秋田市外旭川八柳 二丁目12番 9 号
平成28年 5月 6日	山 川 誠 秋田市外旭川八柳 二丁目 5 番21号	赤 塚 郁 男 秋田市外旭川八柳 一丁目13番 9 号

- 4 変更の理由  
役員改選による。

秋田市告示第161号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。

平成28年 5月11日

秋田市長 穂 積 志

- 1 変更があった認可地縁団体の名称  
秋田市飯島緑丘町会
- 2 認可年月日  
平成 6年 8月18日
- 3 変更があった事項およびその内容  
代表者の氏名及び住所

変更前 鈴 木 啓 悦  
秋田市飯島松根西町10番27号

変更後 保 坂 金 作  
秋田市飯島美砂町 8 番 7 号

- 4 変更年月日  
平成28年 4月17日
- 5 変更の理由  
役員改選による。

秋田市告示第162号

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の4第1項の規定に基づき、指定緊急避難場所を次のとおり指定したので、同条第3項の規定により告示する。

平成28年 5月12日

秋田市長 穂 積 志

指定緊急避難場所（津波を除く。）

- 1 施設又は場所数 231箇所
- 2 名称、所在地および収容人数については、別表のとおりとする。

別表

指定緊急避難場所一覧表

番 号	名 称	所 在 地	異常な現象の種類				収容人数
			洪 水	土 砂	地 震	火大規模 災 模	
1	土崎南小学校グラウンド	土崎港東一丁目 6 番39号	1	1	1		2,735人
2	将軍野中学校グラウンド	将軍野南一丁目12番 1 号	1	1	1		6,460人



3	高清水小学校グラウンド	将軍野南一丁目2番16号	1	1	1	6,850人
4	寺内小学校グラウンド	寺内堂ノ沢二丁目14番1号	1	1	1	4,245人
5	秋田商業高等学校グラウンド（サッカー場、硬式野球場、陸上競技場）	新屋勝平台1番1号	1	1	1	18,530人
6	勝平小学校グラウンド	新屋松美ガ丘北町14番1号	1	1	1	4,985人
7	勝平中学校グラウンド	新屋北浜町13番1号	1	1	1	5,405人
8	日新小学校グラウンド	新屋栗田町24番1号	1	1	1	3,355人
9	浜田小学校グラウンド	浜田字自在山47番地2	1		1	4,252人
10	下浜小学校グラウンド	下浜羽川字水垂92番地	1	1	1	2,590人
11	保戸野小学校体育館	保戸野すわ町9番60号	1	1	1	419人
12	明德小学校体育館	千秋公園1番13号	1		1	341人
13	築山小学校体育館	榎山古川新町55番地1		1	1	346人
14	旭北小学校体育館	山王三丁目1番35号		1	1	364人
15	中通小学校体育館	中通五丁目8番22号		1	1	300人
16	旭南小学校体育館	旭南一丁目15番1号		1	1	409人
17	牛島小学校体育館	牛島東六丁目6番1号		1	1	417人
18	川尻小学校体育館	川尻みよし町8番31号	1	1	1	337人
19	旭川小学校体育館	手形字才ノ浜63番地	1		1	338人
20	土崎小学校体育館	土崎港中央三丁目1番78号	1	1	1	319人
21	港北小学校体育館	土崎港北四丁目6番1号	1	1	1	412人
22	土崎南小学校体育館	土崎港東一丁目6番39号	1	1	1	326人
23	高清水小学校体育館	将軍野南一丁目2番16号	1	1	1	416人
24	広面小学校体育館	広面字蟹沢29番地	1	1	1	347人
25	日新小学校体育館	新屋栗田町24番1号	1	1	1	289人
26	勝平小学校体育館	新屋松美ガ丘北町14番1号	1	1	1	514人
27	太平小学校体育館	太平目長崎字上目長崎144番地		1	1	172人
28	外旭川小学校体育館	外旭川字梶ノ目262番地2	1	1	1	357人
29	飯島小学校体育館	飯島鼠田二丁目2番1号	1	1	1	359人
30	下新城小学校体育館	下新城笠岡字佐戸反10番地		1	1	304人
31	上新城小学校体育館	上新城五十丁字大村屋敷22番地		1	1	225人
32	仁井田小学校体育館	仁井田本町四丁目7番1号		1	1	337人
33	四ツ小屋小学校体育館	四ツ小屋字街道東256番地1		1	1	326人
34	上北手小学校体育館	上北手猿田字館ノ下38番地			1	274人
35	下北手小学校体育館	下北手松崎字谷崎202番地1			1	260人
36	下浜小学校体育館	下浜羽川字水垂92番地	1	1	1	252人
37	金足西小学校体育館	金足大清水字大清水台1番地	1	1	1	264人
38	八橋小学校体育館	八橋大沼町7番1号	1	1	1	309人
39	東小学校体育館	東通二丁目11番1号		1	1	329人
40	泉小学校体育館	泉中央六丁目2番1号	1	1	1	333人
41	大住小学校体育館	仁井田字西潟敷33番地		1	1	329人
42	桜小学校体育館	桜四丁目12番1号	1	1	1	320人
43	飯島南小学校体育館	飯島西袋一丁目1番2号	1	1	1	328人
44	寺内小学校体育館	寺内堂ノ沢二丁目14番1号	1	1	1	364人
45	御所野小学校体育館	御所野元町五丁目1番1号	1	1	1	419人
46	旧川添小学校体育館	雄和椿川字長者屋敷36番地1	1	1	1	237人
47	旧種平小学校体育館	雄和種沢字戸草沢209番地		1	1	237人
48	旧戸米川小学校体育館	雄和戸賀沢字金山沢90番地1	1	1	1	203人
49	旧大正寺小学校体育館	雄和新波字寺沢32番地8	1		1	288人
50	戸島小学校体育館	河辺戸島字本町123番地	1	1	1	292人
51	河辺小学校体育館	河辺和田字岡村164番地1	1		1	341人
52	岩見三内小学校体育館	河辺三内字外川原39番地		1	1	110人
53	秋田東中学校体育館	手形休下町10番51号	1	1	1	591人
54	秋田南中学校体育館	南通宮田15番1号		1	1	654人
55	山王中学校体育館	山王三丁目1番24号		1	1	653人

56	土崎中学校体育館	土崎港北一丁目3番1号	1	1	1	611人
57	秋田西中学校体育館	新屋大川町19番75号	1	1	1	603人
58	外旭川中学校体育館	外旭川字梶ノ目50番地	1	1	1	336人
59	秋田北中学校体育館	下新城中字野街道端西241番地90	1	1	1	553人
60	豊岩中学校体育館	豊岩豊巻字内縄尻90番地2			1	218人
61	城南中学校体育館	檜山城南町4番1号	1	1	1	611人
62	下北手中学校体育館	下北手松崎字走り崎14番地	1	1	1	282人
63	下浜中学校体育館	下浜羽川字水垂92番地	1	1	1	235人
64	城東中学校体育館	広面字鍋沼17番地		1	1	677人
65	泉中学校体育館	泉北二丁目6番1号	1	1	1	591人
66	将軍野中学校体育館	将軍野南一丁目12番1号	1	1	1	601人
67	御野場中学校体育館	仁井田字中新田223番地		1	1	597人
68	勝平中学校体育館	新屋北浜町13番1号	1	1	1	561人
69	飯島中学校体育館	飯島字田尻堰越48番地	1	1	1	611人
70	桜中学校体育館	桜台一丁目1番1号	1	1	1	560人
71	御所野学院中学校体育館	御所野地蔵田四丁目1番1号	1	1	1	477人
72	雄和中学校体育館	雄和石田字蟹沢40番地	1		1	470人
73	河辺中学校体育館	河辺北野田高屋字雷谷地84番地	1		1	562人
74	岩見三内中学校体育館	河辺三内字外川原39番地		1	1	348人
75	秋田商業高校	新屋勝平台1番1号	1	1	1	1,250人
76	御所野学院高等学校体育館	御所野地蔵田四丁目1番1号	1	1	1	396人
77	秋田公立美術大学附属高等学院体育館	新屋大川町12番3号	1	1	1	284人
78	旧金足東小学校体育館	金足片田字待入109番地	1		1	239人
79	旧山谷小学校体育館	太平山谷字中山谷143番地	1	1	1	186人
80	旧赤平小学校体育館	河辺赤平字小曾根80番地	1	1	1	197人
81	金足西小学校グラウンド	金足大清水字大清水台1番地	1	1	1	6,925人
82	下新城小学校グラウンド	下新城笠岡字佐戸反10番地	1	1	1	12,110人
83	上新城小学校グラウンド	上新城五十丁字大村屋敷22番地		1	1	4,555人
84	飯島小学校グラウンド	飯島鼠田二丁目2番1号	1	1	1	8,669人
85	港北小学校グラウンド	土崎港北四丁目6番1号	1	1	1	7,913人
86	土崎小学校グラウンド	土崎港中央三丁目1番78号	1	1	1	2,104人
87	外旭川小学校グラウンド	外旭川字梶ノ目262番地2	1	1	1	5,350人
88	泉小学校グラウンド	泉中央六丁目2番1号	1	1	1	4,555人
89	旭川小学校グラウンド	手形字才ノ浜63番地	1		1	2,715人
90	広面小学校グラウンド	広面字蟹沢29番地	1		1	5,715人
91	保戸野小学校グラウンド	保戸野すわ町9番60号	1	1	1	3,670人
92	八橋小学校グラウンド	八橋大沼町7番1号	1	1	1	5,215人
93	旭北小学校グラウンド	山王三丁目1番35号		1	1	3,200人
94	川尻小学校グラウンド	川尻みよし町8番31号	1	1	1	3,665人
95	旭南小学校グラウンド	旭南一丁目15番1号		1	1	4,590人
96	中通小学校グラウンド	中通五丁目8番22号		1	1	2,720人
97	築山小学校グラウンド	檜山古川新町55番地1		1	1	3,085人
98	東小学校グラウンド	東通二丁目11番1号		1	1	4,590人
99	下北手小学校グラウンド	下北手松崎字谷崎202番地1	1		1	5,550人
100	太平小学校グラウンド	太平目長崎字上目長崎144番地		1	1	3,245人
101	牛島小学校グラウンド	牛島東六丁目6番1号		1	1	4,975人
102	大住小学校グラウンド	仁井田字西潟敷33番地		1	1	5,510人
103	仁井田小学校グラウンド	仁井田本町四丁目7番1号		1	1	6,520人
104	四ツ小屋小学校グラウンド	四ツ小屋字街道東256番地1		1	1	6,435人
105	上北手小学校グラウンド	上北手猿田字館ノ下38番地			1	3,105人
106	豊岩小学校グラウンド	豊岩豊巻字内縄尻90番地			1	2,125人
107	桜小学校グラウンド	桜四丁目12番1号	1	1	1	3,560人
108	飯島南小学校グラウンド	飯島西袋一丁目1番2号	1	1	1	4,780人
109	御所野小学校グラウンド	御所野元町五丁目1番1号	1	1	1	5,595人

110	明德小学校グラウンド	千秋公園1番13号	1		1		5,890人
111	旧川添小学校グラウンド	雄和椿川字長者屋敷36番地1	1	1	1		9,055人
112	旧種平小学校グラウンド	雄和種沢字戸草沢209番地		1	1		4,875人
113	旧戸米川小学校グラウンド	雄和戸賀沢字金山沢20番地	1	1	1		9,745人
114	旧大正寺小学校グラウンド	雄和新波字寺沢32番地8	1		1		10,200人
115	戸島小学校グラウンド	河辺戸島字本町123番地	1	1	1		7,085人
116	河辺小学校グラウンド	河辺和田字岡村164番地1	1		1		8,330人
117	秋田北中学校グラウンド	下新城中野字街道端西241番地90	1	1	1		4,855人
118	土崎中学校グラウンド	土崎港北一丁目3番1号	1	1	1		5,365人
119	泉中学校グラウンド	泉北二丁目6番1号	1	1	1		5,055人
120	秋田東中学校グラウンド	手形休下町10番51号	1	1	1		4,120人
121	山王中学校グラウンド	山王三丁目1番24号		1	1		4,547人
122	秋田南中学校グラウンド	南通宮田15番1号		1	1		5,355人
123	城東中学校グラウンド	広面字鍋沼17番地		1	1		6,195人
124	城南中学校グラウンド	檜山城南町4番1号	1	1	1		4,280人
125	秋田西中学校グラウンド	新屋大川町19番75号	1	1	1		10,260人
126	御野場中学校グラウンド	仁井田字中新田223番地		1	1		6,275人
127	飯島中学校グラウンド	飯島字田尻堰越48番地	1	1	1		4,890人
128	外旭川中学校グラウンド	外旭川字梶ノ目50番地	1	1	1		11,475人
129	下北手中学校グラウンド	下北手松崎走り崎14番地	1	1	1		5,500人
130	桜中学校グラウンド	桜台一丁目1番1号	1	1	1		6,395人
131	河辺中学校グラウンド	河辺北野田高屋字雷谷地84番地	1		1		24,080人
132	岩見三内中学校グラウンド	河辺三内字外川原39番地		1	1		6,260人
133	御所野学院中学校・高等学校グラウンド	御所野地蔵田四丁目31番	1	1	1		12,315人
134	旧金足東小学校グラウンド	金足片田字待入109番地	1		1		3,175人
135	旧山谷小学校グラウンド	太平山谷字中山谷143番地	1	1	1		2,805人
136	旧赤平小学校グラウンド	河辺赤平字小曾根80番地	1	1	1		6,115人
137	旧岩見三内小学校グラウンド	河辺岩見字鍛冶屋敷14番地		1	1		7,270人
138	茨島体育館	茨島一丁目4番71号		1	1		425人
139	雄和体育館	雄和妙法字上大部95番地1		1	1		364人
140	雄和南体育館	雄和神ヶ村字陳笠259番地		1	1		263人
141	河辺体育館	河辺和田字上中野186番地	1	1	1		336人
142	市立体育館第2駐車場	八橋本町六丁目地内		1	1		575人
143	外旭川地域運動広場（旧外旭川中学校グラウンド）	外旭川八幡田一丁目18番	1	1	1		5,085人
144	八橋運動公園	八橋運動公園地内	1	1	1	1	58,500人
145	八橋陸上競技場	八橋運動公園1番10号	1	1	1		14,725人
146	八橋球技場	八橋運動公園地内	1	1	1		8,130人
147	八橋硬式野球場	八橋運動公園1番7号	1	1	1		8,815人
148	八橋第2球技場・健康広場	八橋運動公園地内	1	1	1		4,970人
149	下浜八田地域運動広場（旧八田小学校グラウンド）	下浜八田字餅田42番地	1	1	1		2,030人
150	横森地域運動広場	横森三丁目3番	1	1	1		4,170人
151	勝平市民グラウンド	新屋豊町153番1号	1	1	1		11,770人
152	茨島多目的運動広場	茨島一丁目12番12号		1	1		2,000人
153	雄和花の森野球場	雄和石田字蟹沢39番地	1		1		6,920人
154	雄和新波野球場	雄和新波字寺沢31番地1	1	1	1		5,755人
155	河辺体育館駐車場	河辺和田字上中野186番地	1	1	1		2,620人
156	飯島西部街区公園	飯島川端三丁目地内	1	1	1		1,250人
157	飯島穀丁第四児童遊園地（松風団地）	飯島穀丁地内	1	1	1		125人
158	飯島神社街区公園	飯島松根西町地内	1	1	1		2,300人
159	琴平第二街区公園	土崎港中央四丁目地内	1	1	1		900人
160	総社神社街区公園	川尻総社町地内	1	1	1		4,100人
161	松美ヶ丘第三街区公園	新屋松美ヶ丘南町地内	1	1	1		1,500人
162	新屋松美町緑道（勝平日吉神社隣接広場）	新屋松美町地内	1	1	1		3,150人
163	下浜工業団地緑地	下浜羽川字下山地内	1	1	1		415人

164	飯島道東一丁目第一児童遊園地	飯島道東一丁目地内	1	1	1	250人	
165	一つ森公園コミュニティ体育館	下北手桜字蛭沢141番地7	1	1	1	896人	
166	八橋墓地公園	八橋本町六丁目地内		1	1	300人	
167	前谷地近隣公園	外旭川字前谷地地内	1	1	1	10,000人	
168	山王第一街区公園	山王三丁目地内		1	1	3,500人	
169	榎山緑地（榎山公園）	榎山南中町1番9号		1	1	3,000人	
170	拠点第一街区公園	東通仲町16番		1	1	3,750人	
171	桜台中央公園	桜台二丁目5番	1	1	1	3,000人	
172	第34号牛島運動公園	牛島東一丁目5番		1	1	2,780人	
173	光沼近隣公園	土崎港相染町字沼端77番地	1	1	1	14,450人	
174	土崎駅東第三街区公園	土崎港北二丁目18番	1	1	1	1,750人	
175	桜ガ丘第二街区公園	桜ガ丘三丁目4番	1	1	1	2,195人	
176	大平台もみの木公園	大平台一丁目14番	1	1	1	3,220人	
177	竹の花公園	雄和新波字清水木233番地	1	1	1	2,500人	
178	古川町街区公園（土崎市民グラウンド）	土崎港西四丁目3番1号	1	1	1	4,700人	
179	芝野河川敷運動広場	雄和芝野新田字中台地内		1	1	1,500人	
180	千秋公園	千秋公園1番	1		1	1	51,000人
181	八橋地区コミュニティセンター（多目的ホール）	秋田市八橋本町五丁目2番27号	1	1	1	122人	
182	榎山地区コミュニティセンター	榎山南中町1番9号		1	1	209人	
183	泉地区コミュニティセンター	泉北一丁目20番27号	1	1	1	120人	
184	旭北地区コミュニティセンター	大町四丁目4番15号	1	1	1	111人	
185	保戸野地区コミュニティセンター	保戸野中町6番12号	1	1	1	111人	
186	川尻地区コミュニティセンター	川尻みよし町8番16号	1	1	1	120人	
187	旭南地区コミュニティセンター	旭南一丁目15番5号		1	1	59人	
188	茨島地区コミュニティセンター	茨島一丁目4番71号		1	1	87人	
189	平和公園	泉字五庵山135番地	1		1	30,000人	
190	西部市民サービスセンター（多目的ホール）	新屋扇町13番34号	1	1	1	183人	
191	勝平地区コミュニティセンター	新屋松美ガ丘東町10番10号	1	1	1	124人	
192	豊岩地区コミュニティセンター	豊岩豊巻字内縄尻224番地1		1	1	48人	
193	下浜地区コミュニティセンター	秋田市下浜羽川字下野1番地76	1	1	1	66人	
194	北部市民サービスセンター（体育館）	土崎港西五丁目3番1号	1	1	1	405人	
195	飯島地区コミュニティセンター敷地	飯島松根東町地内	1	1	1	650人	
196	寺内地区コミュニティセンター敷地	寺内神屋敷地内	1	1	1	850人	
197	上新城地域センター	上新城五十丁字小林88番地5			1	42人	
198	金足地域センター	金足小泉字上前55番地	1	1	1	72人	
199	飯島地区コミュニティセンター	飯島松根東町5番22号	1	1	1	128人	
200	寺内地区コミュニティセンター	寺内神屋敷13番地23	1	1	1	80人	
201	外旭川地域センター	外旭川字四百刈76番地	1	1	1	122人	
202	将軍野地区コミュニティセンター	将軍野南四丁目8番8号	1	1	1	80人	
203	下新城地区コミュニティセンター	下新城笠岡字堰場193番地4		1	1	48人	
204	港北地区コミュニティセンター	土崎港北三丁目7番9号	1	1	1	111人	
205	南部市民サービスセンター（多目的ホール）	御野場一丁目5番1号		1	1	127人	
206	上北手地区コミュニティセンター	上北手猿田字四ツ小屋29番地1	1		1	42人	
207	大住地区コミュニティセンター	仁井田字西潟敷463番地		1	1	115人	
208	長者やま荘（雄和地区北部コミュニティ施設）	雄和椿川字長者屋敷38番地1	1	1	1	113人	
209	雄和市民サービスセンター	雄和妙法字上大部48番地1		1	1	280人	
210	雄和基幹集落センター（大正寺連絡所）	雄和新波字樋口62番地2		1	1	154人	
211	河辺市民サービスセンター	河辺和田字北条ヶ崎38番地2	1	1	1	186人	
212	河辺岩見三内地区コミュニティセンター	河辺三内字外川原34番地1		1	1	259人	
213	和田駅前駐車場	河辺和田字上中野129番地	1	1	1	2,140人	
214	下北手地区コミュニティセンター	下北手柳館字前田面133番地1	1	1	1	63人	
215	太平地区コミュニティセンター	太平目長崎字沼田42番地			1	93人	
216	旭川地区コミュニティセンター	手形字才ノ浜51番地2	1		1	122人	
217	東地区コミュニティセンター	広面字鬼頭38番地		1	1	122人	



218	明德地区コミュニティセンター	手形住吉町2番27号	1	1	1		102人
219	東部市民サービスセンター（多目的ホール）	広面字釣瓶町13番地3	1	1	1		157人
220	秋田市民交流プラザ	東通仲町4番1号	1	1	1		612人
221	南部公民館	牛島東六丁目4番5号		1			120人
222	雄和サイクリングターミナル	雄和椿川字奥椿岱145番地2	1	1	1		151人
223	秋田公立美術大学（体育館）	新屋大川町12番3号	1	1	1		399人
224	秋田公立美術大学グラウンド	新屋大川町12番3号	1	1	1		3,450人
225	大森山老人と子どもの家	浜田字出小屋333番地1	1				250人
226	秋田市河辺高齢者健康づくりセンター（ユフォーレ体育館）	河辺三内字丸舞1番地1	1	1	1		178人
227	雄和ふれあいプラザ敷地（一部）	雄和妙法字上大部46、47-2		1	1		1,269人
228	河辺総合福祉交流センター	河辺北野田高屋字上前田表66番地1	1	1	1		703人
229	河辺総合福祉交流センター駐車場	河辺北野田高屋字上前田表66番地1	1	1	1		7,350人
230	北部公民館	下新城中野字前谷地263番地		1			229人
231	中央市民サービスセンター（多目的ホール）	山王一丁目1番1号	1	1	1		125人

秋田市告示第163号

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の7第1項の規定に基づき、指定避難所を次のとおり指定したので、同条第2項の規定により告示する。

平成28年 5月12日

秋田市長 穂 積 志

指定避難所

- 1 名称 中央市民サービスセンター（多目的ホール）
- 2 所在地 秋田市山王一丁目1番1号
- 3 収容人数 125人

秋田市告示第164号

次の納税通知書は、本人の住所又は居所が不明のため送達できなかったことから、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定に基づき、公示送達する。

なお、当該納税通知書は企画財政部資産税課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成28年 5月13日

秋田市長 穂 積 志

- 1 公示送達を受ける者の住所および氏名  
別紙「平成28年度固定資産税納税通知書公示送達を受けるべき者一覧表」（省略）のとおり
- 2 送達する書類  
平成28年度固定資産税納税通知書

秋田市告示第165号

次の納税通知書は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったため、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

- 1 検査の区域、期日、時間および場所

検査地区	検査月日	曜日	時 間	場 所
寺内	7月1日	金	10時～11時30分	寺内地区コミュニティセンター
将軍野・土崎港（東）	7月1日	金	13時30分～15時30分	将軍野地区コミュニティセンター
土崎港（中央・相染）	7月4日	月	10時～15時30分	北部市民サービスセンター
土崎港（西・南・北）	7月5日	火	10時～15時30分	北部市民サービスセンター
金足・下新城・上新城	7月6日	水	10時～11時30分	北部公民館

なお、当該納税通知書は、市民生活部国保年金課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成28年 5月13日

秋田市長 穂 積 志

- 1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所  
別紙（省略）のとおり
- 2 送達する書類  
平成23年度、平成24年度、平成25年度、平成26年度および平成27年度国民健康保険税納税通知書

秋田市告示第166号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項および第115条の5第2項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者および指定介護予防サービス事業者を次のとおり廃止したので、同法第78条および第115条の10の規定により告示する。

平成28年 5月13日

秋田市長 穂 積 志

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	廃止の年月日	サービスの種類
来楽株式会社	訪問介護事業所らいらっく	秋田市外旭川字神田112番地	平成28年5月12日	訪問介護、介護予防訪問介護

秋田市告示第167号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定に基づき、平成28年の特定計量器定期検査を次のとおり実施するので、同法第21条第2項の規定により告示する。

平成28年 5月18日

秋田市長 穂 積 志

飯島	7月6日	水	13時30分～15時30分	飯島地区コミュニティセンター
添川・仁別・山内・旭川	7月19日	火	10時～11時30分	明德地区コミュニティセンター
広面・柳田・下北手・太平	7月19日	火	13時30分～15時30分	下北手地区コミュニティセンター
大住・仁井田・御野場 御所野・四ツ小屋・上北手	7月20日	水	10時～15時30分	南部市民サービスセンター
公設地方卸売市場	7月21日	木	9時30分～11時30分	秋田市公設地方卸売市場
外旭川	7月21日	木	13時30分～15時30分	外旭川地域センター
下浜	7月22日	金	10時～11時30分	下浜地区コミュニティセンター
勝平・向浜	7月22日	金	13時30分～15時30分	勝平地区コミュニティセンター
新屋・浜田・豊岩	7月25日	月	10時～15時30分	西部市民サービスセンター
雄和	8月18日	木	10時～15時30分	雄和市民サービスセンター
河辺	8月19日	金	10時～15時30分	河辺市民サービスセンター

- 計量器の所在の場所で行う検査の時期は、8月22日から10月31日までとする。
- 特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条の規定により計量器の所在の場所で検査を受けようとする者は、受検希望期日を選定して申請することとする。
- 計量法第19条第1項の規定により定期検査を受けなければならない特定計量器は、計量法施行令（平成5年政令第329号）第10条第1項に定めるものとする。
- 特定計量器の定期検査を実施する指定定期検査機関は、一般社団法人秋田県計量協会とする。

**秋田市告示第168号**

秋田市廃棄物の処理および再利用に関する条例（平成4年秋田市区条例第37号）第35条の規定に基づき、粗大ごみ用証紙売りさばき人を次のとおり指定したので、告示する。

平成28年5月19日

秋田市長 穂 積 志

- 売りさばき人の指定を受けた者  
住所 秋田市浜田字自在山70番地  
氏名 加 藤 喜久代
- 売りさばき所の所在地  
秋田市山王一丁目1番1号
- 売りさばき所の名称  
ローソン秋田市役所店

**秋田市告示第169号**

次の国民健康保険税督促状は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったため、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該国民健康保険税督促状は、市民生活部国保年金課収納推進室に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成28年5月20日

秋田市長 穂 積 志

- 公示送達を受けるべき者の氏名および住所  
別紙（省略）のとおり
- 送達する書類  
国民健康保険税督促状
- 通知年度、賦課年度および期別  
別紙（省略）のとおり

**秋田市告示第170号**

次の担保権設定等財産の差押調書は、本人の住所又は居所が不明のため送達できなかったため、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該担保権設定等財産の差押調書書類は、企画財政部特別滞納整理課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成28年5月20日

秋田市長 穂 積 志

- 送達を受けるべき者の住所および氏名  
秋田市牛島町  
布川 新之丞
- 送達する書類  
担保権設定等財産の差押調書 1通

**秋田市告示第171号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。

平成28年5月24日

秋田市長 穂 積 志

- 変更があった認可地縁団体の名称  
旭町町内会
- 認可年月日  
平成9年8月8日
- 変更があった事項およびその内容  
代表者の氏名及び住所  
変更前 川 上 清 一  
秋田市金足小泉字瀧向112番地6  
変更後 秋 元 昌 貴  
秋田市金足小泉字瀧向109番地7
- 変更年月日  
平成28年4月17日
- 変更の理由  
役員改選による。

**秋田市告示第172号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項および同条第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。以下同じ。）の規定に基づき、介護扶助および介護支援給付のための介護を担当させる機

関を次のとおり指定、休止および廃止したので、同法第55条の3の規定により告示する。

平成28年5月26日

秋田市長 穂 積 志

### 1 指定

名 称	所 在 地	指 定 年月日
療養通所介護センター矢留の里	秋田市千秋矢留町6番25号	平成28年 4月1日
居宅介護支援事業所さるびあ	秋田市御所野元町一丁目1番16号	平成28年 4月1日
ケアセンターみさご	秋田市飯島美砂町5番71号	平成28年 5月1日
ショートステイみさご	秋田市飯島美砂町5番71号	平成28年 5月1日
グループホーム・サラ	秋田市新屋北浜町21番47号	平成28年 5月1日

### 2 休止

名 称	所 在 地	休 止 年月日
J A新あきたホームヘルプサービス事業所	秋田市外旭川字梶ノ目357番地1	平成28年 4月30日

### 3 廃止

名 称	所 在 地	廃 止 年月日
秋田市社協訪問入浴事業所	秋田市八橋南一丁目8番2号	平成28年 3月31日
ケアセンターみさご	秋田市飯島美砂町5番71号	平成28年 4月30日
ショートステイみさご	秋田市飯島美砂町5番71号	平成28年 4月30日
ラ・ナシカあきた	秋田市東通四丁目4番13号	平成28年 3月31日
療養通所介護センター矢留の里	秋田市千秋矢留町6番25号	平成28年 3月31日
居宅介護アン・サン・ブル	秋田市土崎港西三丁目8番16号	平成28年 4月29日

### 秋田市告示第173号

次の書類は、その送達を受けるべき者の居所等が不明のため送達できないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定に基づき公示送達する。

なお、同法第20条の2第3項の規定により、掲示を始めた日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなされる。

平成28年5月27日

秋田市長 穂 積 志

- 送達を受けるべき者の住所および氏名別紙（省略）のとおり
- 送達する書類  
平成27年度分市税督促状

## 教 委 告 示

### 秋田市教委告示第8号

平成28年5月27日午後3時30分秋田市役所5階会議室5-Aに教育委員会定例会を招集する。

平成28年5月25日

秋田市教育委員会

委員長 野 口 かおり

付議案件

- 秋田市立高等学校職員の勤務成績の評価に関する規則の一部を改正する件
- 秋田市社会教育委員の委嘱に関する件

## 選 管 告 示

### 秋市選管告示第7号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第17条第2項の規定により、次のとおり投票区を変更したので、同条第3項の規定に基づき告示する。

平成28年5月9日

秋田市選挙管理委員会

委員長 古 谷 薫

投 票 区	区 域
秋田市第51投票区 (北部市民サービスセンター)	土崎港中央一丁目（4番から7番まで、14番から17番まで）、土崎港中央三丁目（3番から6番まで、10番から12番まで）、土崎港中央五丁目、土崎港南一丁目（2番から3番まで、8番から13番まで）を除く。
秋田市第52投票区 (市立土崎小学校)	土崎港中央一丁目（4番から7番まで、14番から17番まで）、土崎港中央三丁目（3番から6番まで、10番から12番まで）、土崎港中央五丁目、土崎港南一丁目（10番34号、39号、47号、50号）、土崎港南一丁目（11番から13番まで）を加える。
秋田市第56投票区 (市立將軍野中学校)	土崎港南一丁目（2番から3番まで、8番から9番まで）、土崎港南一丁目（10番14号、52号以降）を加える。

### 秋市選管告示第8号

土地改良法施行令（昭和24年政令第295号）第8条第1項、第3項および第5項の規定に基づき、平成28年6月16日執行の新城川土地改良区総代の総選挙における選挙長および選挙長職務代理人ならびに選挙立会人を次のとおり選任したので、同令第8条第7項の規定によりその住所および氏名を告示する。

平成28年5月20日

秋田市選挙管理委員会  
 委員長 古 谷 薫  
 平成28年 6月16日執行予定 新城川土地改良区総代総選挙  
 選挙長・同職務代理人・選挙立会人一覧表

選挙区	区 分	住 所	氏 名
第 1 選挙区	選挙長	秋田市飯島飯田一丁目 7番14号	保 坂 眞 人
	職 務 代理人	秋田市飯島飯田二丁目 6番21号	小 松 豊
	選 挙 立会人	秋田市飯島字天ノ袋30 番地 1	保 坂 壽 英
	選 挙 立会人	秋田市上新城五十丁字 大村屋敷190番地	渡 邊 良 雄
第 2 選挙区	選挙長	秋田市下新城長岡字長 岡78番地	安 田 友 一
	職 務 代理人	秋田市金足下刈字館越 106番地	菊 地 公 明
	選 挙 立会人	秋田市金足小泉字上前 21番地	奈 良 幸 一
	選 挙 立会人	秋田市下新城岩城字金 光畑350番地	須 磨 良 郎
第 3 選挙区	選挙長	潟上市天王字上出戸265 番地	菊 地 福 一 郎
	職 務 代理人	潟上市天王字羽立56番 地	鈴 木 菊 男
	選 挙 立会人	潟上市天王字上江川 1 番地 1	藤 原 明 正
	選 挙 立会人	潟上市天王字二田164 番地 1	畠 山 源 一

秋市選管告示第 9 号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第23条第 1 項および第30条の 7 第 1 項の規定に基づき、平成28年 6 月 1 日現在で選挙人名簿に登録した者の氏名、住所および生年月日を記載した書面ならびに在外選挙人名簿に登録した者の氏名、登録申請を経由した領事官の名称、最終住所、生年月日を記載した書面を次により縦覧に供するので、同法第23条第 2 項および第30条の 7 第 2 項の規定により告示する。

平成28年 5月27日

秋田市選挙管理委員会  
 委員長 古 谷 薫

- 1 期間 平成28年 6月 3 日から同月 7 日まで
- 2 場所 秋田市山王一丁目 1 番 1 号  
秋田市選挙管理委員会事務局
- 3 時間 午前 8 時30分から午後 5 時まで

新選挙長告示

新選挙長告示第 1 号

平成28年 6 月16日執行の新城川土地改良区総代の総選挙における立候補の受付事務を行う場所および日時を次のとおり定めたので告示する。

平成28年 5月20日

新城川土地改良区総代総選挙

- 第 1 選挙区選挙長 保 坂 眞 人
- 第 2 選挙区選挙長 安 田 友 一
- 第 3 選挙区選挙長 菊 地 福 一 郎

1 場所

秋田市下新城中野字琵琶沼188番地15  
 新城川土地改良区事務所

2 日時

平成28年 6 月 9 日 午前 8 時30分から午後 5 時まで  
 平成28年 6 月10日 午前 8 時30分から午後 5 時まで

農 委 告 示

秋田市農委告示第 5 号

平成28年 5 月17日午後 2 時秋田市役所正庁に秋田市農業委員会総会を招集する。

平成28年 5月10日

秋田市農業委員会会長 佐々木 吉 秋

案件

- 1 農地法第 3 条の規定による許可申請に関する件（ 3 件）
- 2 農用地利用集積計画（平成28年度第 2 号）に関する件
- 3 非農地証明申請に関する件（ 2 件）
- 4 平成27年度農業委員会活動計画の点検・評価結果に関する件
- 5 平成28年度の目標およびその達成に向けた活動計画に関する件

監 査 委 告 示

秋田市監査委員告示第 1 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の32第 2 項の規定に基づき、包括外部監査人の監査の事務を補助する者の氏名および住所ならびに当該監査の事務を補助する者が包括外部監査人の監査の事務を補助できる期間を次のとおり告示する。

平成28年 5月31日

- 秋田市監査委員 藤 井 英 雄
- 秋田市監査委員 高 井 宏 司
- 秋田市監査委員 小 林 一 夫
- 秋田市監査委員 三 浦 清

- 1 包括外部監査人の監査の事務を補助する者の氏名および住所  
 山 崎 聡一郎  
 東京都江戸川区清新町一丁目 4 番11-201号  
 今 俊 輔  
 東京都杉並区阿佐谷北一丁目 8 番22号  
 近 芳 弘  
 東京都武蔵野市境四丁目15番12-321号 グランドメゾン武蔵野  
 藤 卷 祐 輔  
 東京都中央区月島二丁目10番 1 -302号  
 井 下 晴 子  
 東京都中央区月島一丁目 5 番 1 -1008号
- 2 包括外部監査人の監査の事務を補助できる期間  
 平成28年 6 月 1 日から平成29年 3 月31日まで



## 上下水道局告示

### 秋田市上下水道局告示第22号

公共下水道の供用および下水の処理を開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定に基づき、次のとおり告示する。

なお、関係図面は、秋田市上下水道局下水道整備課において一般の縦覧に供する。

平成28年 5月13日

秋田市上下水道事業管理者 高 橋 洋 樹

- 1 供用および下水の処理を開始すべき年月日  
平成28年 5月27日
- 2 下水を排除すべき区域および下水を処理すべき区域別紙（省略）のとおり
- 3 供用を開始しようとする排水施設の位置  
縦覧に供する関係図面において表示する。
- 4 供用を開始しようとする排水設備の合流式又は分流式の別分流式
- 5 終末処理場の位置および名称  
別紙（省略）のとおり
- 6 縦覧場所の住所  
秋田市川尻みよし町14番 8号
- 7 縦覧の期間

平成28年 5月13日から同月26日まで（土曜日および日曜日を除く午前 8時30分から午後 5時15分まで）

### 秋田市上下水道局告示第23号

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の3第1項の規定に基づき、秋田市指定給水装置工事業者の指定を行ったので、秋田市水道事業給水条例施行規程（昭和35年秋田市水道ガス局管理規程第2号）第8条の3第1号の規定により告示する。

平成28年 5月24日

秋田市上下水道事業管理者 高 橋 洋 樹

- 1 指定給水装置工事業者の指定

指定工事業者	代 表 者	所 在 地
株式会社千秋テクノエンジニアリング	須 藤 年 也	にかほ市平沢字井戸尻45番地

- 2 指定年月日  
平成28年 5月23日

### 秋田市上下水道局告示第24号

秋田市下水道条例（昭和39年秋田市条例第16号）第5条第1項の規定に基づき、次のとおり指定排水設備工事業者の指定を行ったので、秋田市指定排水設備工事業者に関する規程（平成19年秋田市上下水道局管理規程第7号）第9条第1号の規定により告示する。

平成28年 5月27日

秋田市上下水道事業管理者 高 橋 洋 樹

- 1 指定排水設備工事業者の指定

指定工事業者	代 表 者	所 在 地
布袋水明社	中 山 英 樹	湯沢市成沢字中ノ沢5番地21

- 2 指定年月日  
平成28年 5月26日

## 消防本部告示

### 秋田市消防本部告示第1号

秋田市火災予防条例（昭和48年秋田市条例第27号）第50条の2第1項の規定に基づき、下記の催しを指定催しとして指定したので、同条第3項の規定により公示します。

平成28年 5月17日

秋田市消防長 佐 藤 好 幸

催しの開催場所	本町通り、中央通りおよび土崎神明社周辺
催しの名称	土崎港曳山まつり
催しの開催期間	平成28年 7月20日(水)および同月21日(木)

### 秋田市消防本部告示第2号

秋田市火災予防条例（昭和48年秋田市条例第27号）第50条の2第1項の規定に基づき、下記の催しを指定催しとして指定したので、同条第3項の規定により公示します。

平成28年 5月27日

秋田市消防長 佐 藤 好 幸

催しの開催場所	竿燈大通り周辺、秋田市役所駐車場および産業会館跡地
催しの名称	秋田竿燈まつり
催しの開催期間	平成28年 8月 2日(火) 前夜祭 平成28年 8月 3日(水)から同月 6日(土)まで

### 秋田市消防本部告示第3号

秋田市火災予防条例（昭和48年秋田市条例第27号）第50条の2第1項の規定に基づき、下記の催しを指定催しとして指定したので、同条第3項の規定により公示します。

平成28年 5月30日

秋田市消防長 佐 藤 好 幸

催しの開催場所	雄物川河川敷 (秋田大橋からJR羽越本線鉄橋まで)
催しの名称	第29回秋田市夏まつり雄物川花火大会
催しの開催期間	平成28年 8月11日(木) ※ 延期した場合は、延期した日とする。

## 公 告

### 秋田市公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第62条第1項の規定による都市計画事業の事業計画の変更図書写しの送付を受けたので、同法第63条第2項の規定において準用する同法第62条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成28年 5月 2日

秋田市長 穂 積 志

- 1 都市計画事業の種類および名称  
秋田都市計画下水道事業  
秋田湾・雄物川流域下水道関連秋田市公共下水道事業計画  
(秋田地域)
- 2 縦覧場所  
秋田市川尻みよし町14番 8号  
秋田市上下水道局下水道整備課

秋田市公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第62条第1項の規定による都市計画事業の事業計画の変更図書の写しの送付を受けたので、同法第63条第2項の規定において準用する同法第62条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成28年 5月 2日

秋田市長 穂 積 志

- 1 都市計画事業の種類および名称  
秋田都市計画下水道事業  
秋田湾・雄物川流域下水道関連秋田市公共下水道事業計画  
(雄和地域)
- 2 縦覧場所  
秋田市川尻みよし町14番 8号  
秋田市上下水道局下水道整備課

秋田市公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

平成28年 5月 2日

秋田市長 穂 積 志

- 1 届出事項の概要
  - (1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び所在地  
東日本旅客鉄道株式会社  
代表取締役 富 田 哲 郎  
東京都渋谷区代々木二丁目2番 2号  
秋田ステーションビル株式会社  
代表取締役 小 俣 康 則  
秋田県秋田市中通七丁目1番 2号
  - (2) 大規模小売店舗の名称及び所在地  
名 称 秋田駅ビル  
所在地 秋田県秋田市中通七丁目1番 2号
  - (3) 変更しようとする事項  
駐車場の収容台数の変更  
(変更前) 110台  
(変更後) 0台
  - (4) 変更年月日  
平成28年 7月 1日
  - (5) 変更理由  
J R秋田支社による秋田駅ビル西口駐車場開発工事着工に伴い、現行駐車場を立体駐車場（5階層）に建替え拡張するため、一旦台数が0台となる。  
なお、平成29年4月初旬からは駐車台数が276台に増加する。
- 2 届出年月日

平成28年 4月20日

- 3 関係書類の縦覧場所及び期間
  - (1) 縦覧場所  
秋田市産業振興部商工貿易振興課
  - (2) 縦覧期間  
平成28年 5月 2日から同年 9月 2日まで（土曜日、日曜日および国民の祝日を除く。）

秋田市公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第62条第1項の規定による都市計画事業の事業計画の変更図書の写しの送付を受けたので、同法第63条第2項の規定において準用する同法第62条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成28年 5月 2日

秋田市長 穂 積 志

- 1 都市計画事業の種類および名称  
秋田都市計画下水道事業  
秋田湾・雄物川流域下水道関連秋田市公共下水道事業計画  
(河辺地域)
- 2 縦覧場所  
秋田市川尻みよし町14番 8号  
秋田市上下水道局下水道整備課

秋田市公告

秋田農業振興地域整備計画（昭和48年秋田市告示第25号）の全体見直しに伴い、次のとおり、農用地区域からの除外等に関する申出受付を一時休止するため、公告する。

平成28年 5月10日

秋田市長 穂 積 志

- 農用地区域からの除外等に関する申出を一時休止する期間  
平成28年 7月 1日(金)から平成29年11月30日(木)まで  
ただし、全体見直し作業の進捗状況により、一時休止期間が変更になる場合がある。

秋田市公告

予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の規定に基づき実施する定期予防接種について、同法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項および第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成28年 5月13日

秋田市長 穂 積 志

- 1 予防接種を行う医師の氏名、予防接種を行う主たる場所および追加する予防接種の種類  
別表のとおり  
追加年月日 平成28年 4月 1日
- 2 予防接種を行う承諾を辞退した医師の氏名、予防接種を行っていた主たる場所および辞退した予防接種の種類  
別表のとおり  
辞退年月日 平成28年 4月 1日

別表

予防接種を行う医師名、主たる場所、予防接種の種類

予防接種を行う主たる場所	所在地	医師名	四種混合	三種混合	二種混合	不活化ポリオ	麻しん混合	麻しん単抗原	単抗原風しん	日本脳炎	BCG	ヒブ	小児肺炎球菌炎	ヒトパピローマ	水痘	高齢肺炎球菌炎
中込内科循環器科クリニック	秋田市仁井田二ツ屋一丁目8番55号	中込恵美子														○
高木内科胃腸科医院	秋田市將軍野南四丁目6番20号	高木 紘一														○
あきた乳腺クリニック	秋田市広面字蓮沼23番地2	工藤 保														○

予防接種を行う承諾を辞退した医師名、主たる場所、予防接種の種類

予防接種を行っていた主たる場所	所在地	医師名	四種混合	三種混合	二種混合	不活化ポリオ	麻しん混合	麻しん単抗原	単抗原風しん	日本脳炎	BCG	ヒブ	小児肺炎球菌炎	ヒトパピローマ	水痘	高齢肺炎球菌炎
さが医院	秋田市中通五丁目1番16号	山岸 剛						×	×							
もろおか医院	秋田市土崎港南二丁目3番64号	師岡 長					×	×	×							
健生クリニック	秋田市土崎港中央一丁目21番36号	阿部 二郎														×
		阿部 弥生														×
		村田 純治														×
阿部内科医院	秋田市將軍野東一丁目7番26号	阿部 士郎													×	

秋田市公告

地方税法（昭和25年法律第226号）がその例とする国税徴収法（昭和34年法律第147号）第95条および第99条の規定に基づき、差押財産を公売することを公告する。

平成28年 5月13日

秋田市長 穂 積 志

- 公売財産の内容  
別紙「公売財産の表示」（省略）のとおり
- 公売日時
  - 参加申込期間  
平成28年 5月27日(金)午後1時から同年 6月13日(月)午後11時まで
  - 入札期間  
平成28年 6月20日(月)午後1時から同月22日(水)午後11時まで
  - 開札  
平成28年 6月23日(木)午前10時
- 公売場所  
ヤフー株式会社が提供する官公庁オークション上のホームページ（<http://koubai.auctions.yahoo.co.jp>）
- 公売方法  
ヤフー株式会社が提供する官公庁オークションからの入札
- 売却決定日時  
平成28年 6月23日(木)午前10時
- 売却決定場所  
秋田市山王一丁目1番1号  
秋田市企画財政部特別滞納整理課
- 買受代金納付期限  
平成28年 6月30日(木)午後2時30分
- 買受人についての資格その他の要件

地方税法がその例とする国税徴収法第92条および第108条の規定に該当する者は、買受人として参加する資格がない。

- 9 公売財産上の質権者、抵当権者等の権利の内容の申出  
公売財産上の質権、抵当権、先取特権、留置権その他公売財産の売却代金から配当を受けることができる権利を有する者は、売却決定の日の前日までにその内容を申し出ること。
- 10 権利移転の時期  
買受代金の全額を納付したとき。
- 11 危険負担移転の時期  
買受代金の全額を納付したとき。
- 12 権利移転に伴う費用  
公売による権利移転に伴う費用は、買受人の負担となる。
- 13 消費税等の取扱い  
見積価額、最高価申込価額および落札価額には、消費税相当額を含む。
- 14 その他
  - (1) 滞納金額の完納等により、公売を中止することがある。
  - (2) 買受代金を買受代金納付期限までに納付しないときは、売却決定を取り消すものとする。
  - (3) いかなる理由があっても、引渡財産の返品はできない。
  - (4) 秋田市は瑕疵担保責任を負わない。

秋田市公告

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画（平成28年度第2号計画）を定めたので、同法第19条の規定に基づき公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成28年 5月25日

秋田市長 穂 積 志

- 縦覧に供する書類

農用地利用集積計画書

2 縦覧時間  
午前 8 時30分から午後 5 時15分まで。ただし、土曜日、日曜日および国民の祝日を除く。

3 縦覧場所  
秋田市山王一丁目 1 番 1 号  
秋田市産業振興部農業農村振興課

秋田市公告

秋田農業振興地域整備計画（昭和48年秋田市告示第25号）を変更したので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第 4 項において準用する同法第12条第 1 項の規定により公告し、同条第 2 項の規定に基づき当該変更後の秋田農業振興地域整備計画書を次により縦覧に供する。

平成28年 5月26日

秋田市長 穂 積 志

1 縦覧場所  
秋田市山王一丁目 1 番 1 号  
秋田市産業振興部農業農村振興課

2 縦覧時間  
午前 8 時30分から午後 5 時15分まで。ただし、土曜日、日曜日および国民の祝日を除く。

秋田市公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6 条第 1 項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第 8 条第 2 項の規定により、縦覧期間満了の日までに市に対し意見書を提出し、これを述べるができる。

平成28年 5月27日

秋田市長 穂 積 志

1 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び所在地  
イオンモール株式会社 代表取締役 吉 田 昭 夫  
千葉市美浜区中瀬一丁目 5 番地 1

(2) 大規模小売店舗の名称及び所在地  
名 称 イオンモール秋田  
所在地 秋田市御所野地蔵田一丁目 1 番地 1

(3) 変更した事項  
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称および住所ならびに法人にあっては代表者の氏名  
変更の内容については縦覧に供する関係書類のとおり

(4) 変更年月日  
平成28年 4月30日

(5) 変更理由  
リニューアルによるテナント入替えのため

2 届出年月日  
平成28年 5月23日

3 関係書類の縦覧場所及び期間

(1) 縦覧場所  
秋田市産業振興部商工貿易振興課

(2) 縦覧期間

平成28年 5月27日から同年 9月27日まで（土曜日、日曜日および国民の祝日を除く。）

4 意見書の提出先  
秋田市産業振興部商工貿易振興課

5 意見書に添付する書面に記載すべき事項

(1) 意見を述べる者の氏名及び住所

(2) 意見の対象となる大規模小売店舗の名称

(3) 意見を述べる理由

選 管 公 告

秋市選管公告

平成27年度における秋田市選挙人名簿抄本の閲覧状況は別紙のとおりであるので、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第28条の 4 第 7 項の規定により公告する。

平成28年 5月27日

秋田市選挙管理委員会

委員長 古 谷 薫

平成27年度における秋田市選挙人名簿抄本閲覧状況

1

閲覧の年月日	平成27年 5月13日
申出者の氏名	読売新聞東京本社世論調査部長 窪田 知久
申出者が法人である場合にあっては、その主たる事務所の所在地	東京都千代田区大手町 1 - 7 - 1
利用目的の概要	政治・選挙に関する全国世論調査の対象者抽出
閲覧に係る選挙人の範囲	秋田市第51投票区の選挙人名簿登録者

2

閲覧の年月日	平成27年 8月26日
申出者の氏名	一般社団法人中央調査社会長 西澤 豊
申出者が法人である場合にあっては、その主たる事務所の所在地	東京都中央区銀座 6 - 16 - 12
利用目的の概要	政治・選挙に関する全国世論調査の対象者抽出
閲覧に係る選挙人の範囲	秋田市第 4、19、75、89投票区の選挙人名簿登録者

3

閲覧の年月日	平成27年 9月 9 日
申出者の氏名	一般社団法人共同通信社社長 福山 正喜
申出者が法人である場合にあっては、その主たる事務所の所在地	東京都港区東新橋 1 - 7 - 1
利用目的の概要	政治・選挙に関する全国世論調査の対象者抽出



閲覧に係る選挙人の範囲	秋田市第19、33、58、78、85 投票区の実選挙人名簿登録者
-------------	-------------------------------------

4

閲覧の年月日	平成27年9月14日
申出者の氏名	毎日新聞社代表取締役社長 朝比奈 豊
申出者が法人である場合に あっては、その主たる事務 所の所在地	東京都千代田区一ツ橋1-1-1
利用目的の概要	政治・選挙に関する全国世論 調査の対象者抽出
閲覧に係る選挙人の範囲	秋田市第78投票区の実選挙人名 簿登録者

5

閲覧の年月日	平成27年10月14日
申出者の氏名	読売新聞東京本社世論調査部 長 崔田 知久
申出者が法人である場合に あっては、その主たる事務 所の所在地	東京都港区東新橋1-7-1
利用目的の概要	政治・選挙に関する全国世論 調査の対象者抽出
閲覧に係る選挙人の範囲	秋田市第54投票区の実選挙人名 簿登録者

6

閲覧の年月日	平成28年2月25日
申出者の氏名	一般社団法人中央調査社会長 西澤 豊
申出者が法人である場合に あっては、その主たる事務 所の所在地	東京都中央区築地5-3-2
利用目的の概要	政治・選挙に関する全国世論 調査の対象者抽出
閲覧に係る選挙人の範囲	秋田市第86投票区の実選挙人名 簿登録者

## 土地開発公社公告

### 秋市土開公告第2号

平成28年5月26日午後2時30分より秋田市役所会議兼応接室に  
秋田市土地開発公社理事会を招集する。

平成28年5月6日

秋田市土地開発公社  
理事長 工 藤 喜 根 男

付議案件

- 1 平成27年度秋田市土地開発公社決算承認の件
- 2 秋田市土地開発公社解散に伴う精算人選出の件

